

＜自動車を買い替えた場合＞

更新申立書の裏面「B. その他変更事項」(構造用の場合は、「4 その他特記事項」欄)に新しい車の登録番号を記入しご提出ください。

➤ 注意

更新申立書のご提出のみでは新しい自動車に減免は適用されません。

新しい自動車で減免を希望される場合は、減免申請に必要な書類をご持参の上、都税事務所等の窓口にご来所し手続きが必要となります。

➤ 申請期限等

① 買い替えた自動車に登録時点で自動車税環境性能割または自動車税種別割の課税がある場合

申請期限	新しい車の登録の日から1か月以内
すでに減免を受けている自動車の注意事項	申請期限までに抹消登録(廃車)または移転登録(名義変更)が必要です。

② 買い替えた自動車に登録時点で自動車税環境性能割または自動車税種別割の課税がない場合

申請期限	令和8年6月1日(月)まで
すでに減免を受けている自動車の注意事項	前減免車を引き続き所有する場合は、減免が受けられる自動車は障害者の方1人につき1台に限られます。

※課税の有無については自動車を登録した際に提出した「自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)(控)」「領収証書」等でご確認ください。

【記載例】(下肢等障害者用)自動車を買い替えた場合

表面

自動車税(種別割)減免更新申立書(下肢等障害者用)

提出用紙

東京都都税総合事務センター所長 殿

表面は、「提出日」・「納税義務者」・「連絡先」のみ記入してください。

提出日: 令和 7 年 10 月 16 日
納税義務者
(フリガナ) シュゼイ タロウ
氏名: 主税 太郎
連絡先: 03-5946-XXXX

登録年月日 平成24年4月1日
年 度 令和7年度

バーコード印字欄

※1. 各項目について、変更欄の変更「あり」又は「なし」を○で囲ってください。

※2. 変更がある場合については、変更内容が確認できる書類を提出して下さい。提出書類については、裏面Aをご覧ください。

※3. 納税義務者及び障害者の変更、減免を受ける自動車の変更については、この申立書では変更できません。新たに減免申請を行う必要があります。

1. 納税義務者・障害者・運転者の住所・氏名について

9月現在の内容			変更後住所記入欄(納税義務者の変更はできません)
納税者	住所	練馬区豊玉北6-13-10	元 ※裏面Aに記載する書類を提出して下さい

裏面

B. その他変更事項

変更となった事項について、理由等を具体的にご記入ください。

令和7年10月3日「練馬 300 た△△△△」に買い替え。減免を受けていた車は名義変更済み。

同日、練馬自動車税事務所で減免申請書を提出済み。

【記載例】（構造用）自動車を買い替えた場合

自動車税（種別割）減免更新申立書（構造用）提出用紙

東京都都税総合事務センター所長 殿

「提出日」・「納税義務者」・「住所」・「連絡先」・
「4 その他特記事項」を記入してください。

登録年月日 平成21年 4月 1日
年 度 令和7年度

提出日：令和7年 10月 16日

納税義務者：東京 太郎

住所：〒 163-8001
新宿区西新宿2丁目8-1

連絡先 00-0000-0000

4 その他特記事項
令和7年10月3日「八王子 800 す△△△△」に買い替え。減免を受けていた車は名義変更済み。
同日、八王子自動車税事務所で減免申請書を提出済み。